

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月5日（平成29年（行情）諮問第125号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（行情）答申第2号）

事件名：行政文書ファイル「従軍慰安婦問題」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる8文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成26年12月1日付け情報公開第02513号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 文書26，文書37，文書38，文書43，文書44，文書47，文書52及び文書53（本件対象文書）の文書の不開示部分の開示を求める。
- (2) 本件文書は、日本政府が「慰安婦」問題をどのようにとらえ、対応しようとしていたのかが書かれており、その対応が正当なものであったのかどうかを検証する上で欠かせないものと考えられるので開示を求める。
- (3) 処分庁は、「政府部内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ」を不開示の理由としているが、不開示の本当の理由は、政府の不当な意思決定を国民の目から隠すことにあるように思われる。このようなことでは政府の行為を国民が監視し検証することができないので開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、異議申立人が平成26年5月30日付けで行った開示請求

「従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1992年8月14日」に対し、法11条に基づく決定期限の延長を行った後、相当部分の決定として6文書について一部開示とする決定を行い（平成26年7月29日付け情報公開第01629号）、更に、最終決定として68文書を特定し、22文書を開示、46文書を一部開示とする決定を行った（平成26年12月1日付け情報公開第02513号、原処分。）。

これに対し、異議申立人は、平成26年12月27日付けで本件対象文書の不開示部分の開示を求める旨の異議申立てを行った。

(2) 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、別紙の1の8文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書37（1枚目及び4枚目）及び文書38（1枚目の件名欄以外の不開示部分）は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号、6号に該当し、不開示とした。

イ 文書26、文書37（上記ア以外の不開示部分）、文書38（上記ア以外の不開示部分）、文書43及び文書44は、国の主張方針に関する検討又は協議に関する情報若しくはそれに使用した資料、又は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議に関する記述であって、公にすることにより、政府部内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、及び、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、あるいは、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号、5号に該当し、不開示とした。

ウ 文書47、文書52及び文書53は、公にしないことを前提とした関係国または関係機関との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、或いは、他国等との交渉上我が国が不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「政府部内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ」を不開示の理由としているが、不開示の本当の理由は、政府の不当な意思決定を国民の目から隠すように思われるとし、「このようなことでは政府の行為を国民が監視し検証することができないので開示を求める」と主張する。

しかしながら、外務省は上記（３）のとおり、本件対象文書の不開示部分の決定に当たっては、文書ごとに不開示該当事由について、法５条の各号に照らし精査を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がない。

（５）結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

２ 補充理由説明書

（１）文書４３の２枚目（１行目、２行目及び３行目１文字目ないし２８文字目）の不開示部分については、法５条３号及び５号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

（２）文書５２の不開示部分については、法５条３号に該当するとして不開示としたが、自民党外交部会における従軍慰安婦問題に関する特定国会議員の発言及びそれに対する外務省関係者の反応が記載されており、同発言は公にしないことを前提としたものであり、当該部分を公にした場合、今後外交事務に必要な情報の入手が困難になるなど外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号の不開示事由を追加する。

（３）理由説明書（上記１（３）ア）で、電信システムの内部の処理・管理に係る情報の不開示部分について、「文書３７（１枚目及び４枚目）」としたが、「文書３７（１枚目及び５枚目）」に修正する。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成２９年４月５日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月２７日 | 審議 |
| ④ 同年９月８日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 平成３０年２月２７日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同年３月２２日 | 審議 |
| ⑦ 同年４月９日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件対象文書は、行政文書ファイル「従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成１９９２年８月１４日」に保存された文書のうち、別紙の１の８文書である。

異議申立人は本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分のうち、上記第３の２（１）に掲げる部分は開

示するが、その余の部分については法5条3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の開示部分の開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書37（1枚目及び5枚目）及び文書38（1枚目の件名欄以外）の開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 外務本省と在外公館とのやり取りについて

文書37及び文書38（いずれも上記（1）の電信システムの内部の処理・管理に係る情報を除く。）の開示部分には、我が国の慰安婦問題への対応等に関わる外務省本省から在外公館への連絡内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、慰安婦問題に関する我が国の対処方針等が明らかとなり、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 関係国から取得した情報について

文書47及び文書53の開示部分には、慰安婦問題について関係国から取得した情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国から提供された情報が明らかとなり、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 政府部内で協議・検討した内容等について

文書26、文書43及び文書44の開示部分には、慰安婦問題に関する調査結果の発表を含め、慰安婦問題等について政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該部分は、以下に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、当時の政府部内における慰安婦問題に関する未成熟な

検討内容が明らかとなり、原処分時点においても、将来の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関相互間の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙の2に掲げる部分については、本件対象文書において開示されている情報と同旨であり、これを公にしたとしても、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれ又は国の機関相互間の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び5号に該当せず、開示すべきである。

(5) 政党の会合でのやり取りについて

文書52の不開示部分には、慰安婦問題に関する自民党外交部会における同党関係者と外務省関係者との間のやり取りの内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

別紙

1 本件対象文書

文書 2 6 従軍慰安婦関係省庁会議

文書 3 7 事務連絡

文書 3 8 従軍慰安婦問題

文書 4 3 従軍慰安婦問題に関する調査結果の発表（外政審議室案に対する当
省コメント）

文書 4 4 従軍慰安婦問題に関する調査結果の発表文（外政審議室案に対する
コメント）

文書 4 7 報告・供覧：従軍慰安婦問題

文書 5 2 報告・供覧

文書 5 3 報告・供覧

2 開示すべき部分

文書 2 6 の 2 枚目の下から 6 行目ないし 3 行目